

教師の専門性の養成のあり方について 附属養護学校の実践から考える

附属養護学校

青木 瑞恵

はじめに

わが国では、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者基本法が制定され（平成 5 年）、教育、福祉、労働など各分野にわたって、中長期的な観点からノーマライゼーションの理念を実現するための取り組みが進められている。特殊教育においては、児童生徒の障害の重度・重複化、より軽度の障害のある児童生徒への対応、早期からの教育的対応に関するニーズの高まり、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化等が進んでいる状況にある。こうした変化に適切に対応するため、盲・聾・養護学校の学習指導要領は平成 11 年 3 月に改訂されたところである。学習指導要領では、完全週五日制の下で、児童生徒に、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「生きる力」を育成することをねらいとし、児童生徒の障害の重度重複化や社会の変化を踏まえ、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実することなどを基本方針としている。

このような種々の方針に対応して、盲・聾・養護学校では、個別の指導計画、自立活動、総合的な学習の時間の実施や、地域における体験活動、交流活動の充実などについて、地域や児童生徒等の実態に応じた創意工夫した取り組みを求められている。なお、知的障害養護学校にとっては、個別の指導計画、自立活動、総合的な学習の時間など、これまでに、すでに、取り組んできており、全く新たな取り組みというわけではないだけに、今後、一層の指導の充実を図らなければならない。

さて、教育改革が着実に進むなか、特別支援教育はどのような進展をしていくのか、その中で附属養護学校は、大学の附属学校として、実践的研究による地域のセンター的役割や教員養成の一端を担うという使命を、どのようにして発揮していこうとしているのか、教師の専門性の向上の視点から一考察を試みる。

1 特殊教育に求められる教師の専門性とは

(1) 教育実地研究・実習（以下教育実習という）の評価から見た専門性について

（資料 1 参照）

本校においては、教育実習の評価を「勤務」「指導」「研究」の 3 つの領域で行っている。その 3 領域から評価項目や評価の観点、評価の視点を求めて評価を行っているが、評価の視点のレベルはまさに教師に求められる資質や専門性を示しているのとらえている。そこで、3 つの領域からみた附属養護学校における教師の専門性のとらえを次に示す。

① 「勤務の領域」からみた専門性

『勤務の厳正』と『勤務の態度・勤務の姿勢』という評価項目を設け、服装や言動、対人関係などを評価の観点とし、次のような視点を設け、これを勤務の領域

からみた必要な資質ととらえている。

「遵守」、「礼節」、「清潔」、「積極性」、「素直さ」、「熱意」、「強調性」

② 「指導の領域からみた専門性」

『学習指導』の面からは、児童生徒との関わり方、話し方や教材教具の提示、集団の把握や個への配慮などの観点から、次のような視点を設け、これを『学習指導』面からみた必要な資質ととらえている。

「真剣さ」、「根気強さ」、「適切さ」、「客観性」、「細やかさ」

『生活指導・学級経営』の面からは、児童生徒への接し方と相互交渉、学級集団の掌握と指導、個々の生活課題の指導、掲示指導、保護者との連携、ティームティーチングなどの観点から次のような視点を設け、これを『生活指導・学級経営』の面からみた必要な資質ととらえている。

「優しさ」、「厳しさ」、「根気強さ」、「統率性」、「創造性」、「計画性」、「細やかさ」、「適切さ」

③ 「研究の領域からみた専門性」

『教材等の研究』では、教育課題の分析、教材教具の選択・準備・製作や指導の立案、授業の評価などの観点から、次のような視点を設け、これを『教材等の研究』の面からみた必要な資質ととらえている。

「児童生徒理解」、「創意・工夫」、「熱意」、「表現の的確さ」、「創造性」、「具体性」、「客観性」「自己課題の認識」

『障害児の研究』では、障害児に関する課題研究としての“日録”や“レポート”“学級反省会”による観察・反省・研究心の観点から、次のような視点を設け、これを『障害児の研究』面からみた必要な資質ととらえている。

「客観性」、「綿密さ」、「課題の焦点化」、「分析」、「洞察」及び「着眼」・「論旨」・「表現力」「客観性」、「自己課題の認識」

(2) さらに求められる専門性について

前に、教師に求められる資質や専門性を、本校教育実習の評価の視点から述べた。しかし、社会の大きな変化や教育の変革に伴い、求められる専門性も広がりや深まりが求められている。

ところで、新しい盲・聾・養護学校の学習指導要領では、総合的な学習の時間の新設、自立活動の設置、個別の指導計画の作成の必要性等が規定されている。このため、教育課程の編成や指導計画の作成、心理検査や発達検査及び授業においてさらに高い専門性が求められる。さらに、この教育の対象となる児童生徒の実態の変化、情報機器の普及などに対応して、求められる専門性も多岐に渡るようになってきている。このような社会の変化に対応して、今後、次のような専門性が一層求められてくるのではないだろうか。

- ① 児童生徒の客観的診断のための知識・テスターとしての技術及び情報の活用法
- ② 自立活動の専門的知識や指導力
- ③ 関係機関の人々とのネットワークづくりに必要な知識と社会性
- ④ 多様な実態の児童生徒に対応できる感性や知識や指導力

⑤ コンピューター等を活用できる知識や技術 等

2 教師の専門性の向上について

本校教師は、教育実習校ということから、教師としての専門性の深さが必要条件となる。そこで、本校において、一人ひとりの教師の専門性を高めるために、組織として、また、個人として努力、工夫をしていることを述べてみたい。

(1) 教育哲学の現場への適応

教師としての資質、専門性の向上のプロセスは、一人ひとりの教師が自分の教育哲学を現場に適応させ、具現化、意識化していくプロセスであるように思う。そのために、それぞれの学校の教育理念を、一人ひとりの教師が自己の教育哲学に浸透させていくことが、専門性の向上にとって重要なことではないかと思う。その学校に伝わる教育理念のもとに、教育課程が編成され、それを基盤として、すべての教育活動が実践されている。授業、学級経営、ティームティーチング、諸行事、保護者との連携等々、教育活動のすべてが、教育理念に集約されていることを思えば、教育理念の共通理解が図られることは必要条件である。しかし、社会の変化を越えて、時代を超えて、普遍的なものであるそれぞれの学校の教育理念を、一人ひとりの教師が自分の教育理念として咀嚼して教育に当たっているかは、学校により教師により大きな差があるのは十分予想されることではある。

そこで、個々の教師が、共通の理念のもと、自己の目標をもって教育活動に取り組めるように、教師集団の渦づくりが組織として大きな課題になる。この渦によって、周りの教師はもちろん、子どもや保護者も進むべき方向を見定めることができ、渦の中心にいる教師たちとの、考え方や指導法などの共通理解が進んでいくように思う。そして、子ども、教師、保護者の三者が同じ方向に向かって育ち、その方向性が、結果として、それぞれの学校文化として受け継がれていくように思う。今、学校に求められているのはこの渦づくりの求心力ではないかと思う。

(2) 共同研究による専門性の共有

渦をつくるためにも、学校は伝統を受け継ぐことに誇りをもちたいものである。それぞれの学校には、そこで培われた文化がある。それが伝統であり、特色であると思う。それぞれの学校に最適の価値あるものを創造すること、その価値あるものを教師たちが共有することが大切ではないかと思う。それぞれの学校がもつ伝統や特色を大切にすることは、新しいものを取り込んでいくことにも柔軟になれるように思う。それは、伝統を受け継ぐことにより、普遍的なものがよく見えるからであろう。伝統を大切にすることと、新しいものを受け入れることとは、相反することではない。単に、時流にのるような特色とは異なる、ほこりに思えるような特色を発揮できる土壌を伝統は教えてくれる。今後、さらに、時代を見据えた伝統を創造していくために、一人ひとりの教師のエネルギーが結集できるような組織づくり、集団づくりを考えなければならない。そのために最も有効な機能を果たすのは共同研究であることを実感する。その中で個人やグループや学校集団が、一つの大きな研究の目標を持ち、それを深め、実践にフィードバックできたときの達成感は、大きなエネルギーとなって次の実践や研究に繋がる。共同研究が、共に高まり、達成感が共有できるような成果を上げることができれば、学校にとって貴重な財産である学校文化が

創造されていく。子どもの育ちには、集団と個の絡み合いが重要な機能を果たすように、教師の専門性や資質の向上には、教師集団の力が大きな影響力をもつ。そのなかで、個人の専門性も高まっていく。

(3) 一人ひとりの教師に応じた共感的な評価

専門性の養成に関わる者としての必要条件に、教師一人ひとりとの気持ちの通じ合いがある。コミュニケーションは気持ちの相互交渉が前提である。それがないと、指導や養成の効果をあげることは困難である。相手が安心感を示してくれるような関係づくりがまず必要である。そのためには、日常的に教育活動全体を通じて、直接的に、教師一人ひとりに関わってそれぞれの教育活動全体をよく把握しておくことが大切である。その上で、適切に評価を返す事は、専門性の養成にとって、最も重要なことではないかと思う。一人ひとりの教師の力量を把握して、個に応じた専門性を計画的に養成する視点を持ち、しかも共感的に評価していくことが、確実な専門性の養成につながっていくように思う。指導色を強める評価ではなく、共感的評価の方が、ぬくもりがあるため有効である。

(4) 体験をとおした研修の機会

特に経験が短い教師には読む・聞く活動より、実体験による方法知の学習が必要ではないかを感じる。またその方が関心の度合いも高いように思う。教師の仕事場は学校であるという固定観念にとらわれず、いろいろな場での活動や研修にかかわり、自分自身や、自分の職場を見つめ直すことができるのではないだろうか。そのような自己のゆさぶりによって、多様な見方や考え方を学び、ひいては障害が重度化・多様化した児童生徒とのかかわりにも、豊かで柔軟な感性で臨めるのではないかと考える。

(5) 第三者評価を受けるチャンスの提供

学校も職場の中で研究や実践をするだけでなく、外部への発信が求められるようになってきた。組織としての発信も必要であるが、個々人が自ら積極的に社会へ向かって専門性や情報などを提供していくことも必要である。自分の職場で磨いた専門性を、諸機関に出向いての知識・技量の提供、紙上発表などに積極的になることが求められている。それが専門性の養成にも繋がり、一方では、地域のセンター的機能の発揮にもなっていく。学校はそのような視点からも、研修先開拓の業務も必要になってくるのではないかと思う。

3 専門性を養成していくための課題

(1) 実態把握のための、検査等の知識や技法の研修

今後も、児童生徒の重度・重複化、多様化傾向が一層顕著になることが予測される。また、通常学級に在籍できる知的能力はもちながらも、特定の教科等につまづきが見られる学習障害児や対人関係の困難や行動上の問題をもつ注意欠陥多動性障害児や高機能自閉症児、また、学校生活や友人関係に不適応を示したり、不登校になったりする子どもなどもある。さらに、通常の学級に在籍しながら特別な教育的ニーズに応じて指導を受けられる「通級による指導」の対象となる児童生徒も今後も増加することが予想される。

このように、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が今後も増加することが予想され

るため、教育が対象とする障害児の範囲は、広がりがみられ、障害の区分や学校の区分を越えて指導に取り組むことが急務の状況である。これからは、一層、障害のある児童生徒等の視点にたって一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行うという考えに基づいて対応を図ることが緊急かつ重要な国民的課題である。そのためには、心理検査や発達検査、行動観察、さらにカウンセリングや心理療法等に関する知識や診断の技法や臨床的研究が、特殊教育にはますます求められてくる。

このような状況の変化に対応して、特殊教育にかかわる者、あるいは大学、附属学校は、積極的に新たな分野の研究にも取り組み、地域のセンター的機能を果たさなければならない。そのためにも教育学部との連携を図りながら長期的展望ももちつつ、これらの課題に応えていく研究が必要になってくる。

(2) 福祉、医療、労働、地域等の分野の人々とのネットワークづくりの研究

教育は、医療・福祉・労働等との連携を常態化させ、子どもを多面的に理解し、そのニーズを見極め対応したいものである。学校は、子どもの育ちを全人的視点で診断し、個々の児童生徒の可能性を十分引き出すため、あるいは、教師の特性をさらに発展させるために、学校外に、研究のパートナーを求めたい。これからは、開かれた学校であるためにも、教師一人ひとりが、教育に必要な様々な資源を求めて、ネットワークを広げていくことが必要である。

そのなかで、附属学校が大学と一体になって、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行う体制を整備したい。幅広い視野からの研究が必要になれば、ネットワークづくりも、教師にとって必要な専門性と言えよう。

(3) 教育学部との連携による専門性の一層の向上

地域への貢献や地域のセンター的役割を果たすためには、附属だけの単独の力より大学との研究の協力をもってする方がはるかに地域への貢献度は高いと思われる。附属は大学の知見を活用し、教育学部は附属の臨床から研究を深められるとよい。附属は教育学部との協力により、研究のネットワークを拡大し、児童生徒一人ひとりのニーズをより明確にし、専門的対応を一層充実させるようにしたい。

そして、地域のセンターとしての機能を発揮するため、私たちが、臨床的研究や実践によって培った専門性や力量を、保護者や地域の学校や多くの人々が活用できるようなシステムを、教育実践総合センターの中に位置付けられると、教育学部と附属との共同研究も活発になり、長崎大学としても、地域の特殊教育のセンター的機能が高まるのではないかと思う。

引用資料「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告書）」

参考資料「特別支援教育」文部科学省初等中等等教育局特別支援教育課 編集
特殊教育研究施設「事業報告」2001 *東京学芸大学特殊教育研究施設
盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説
発達障害白書 2002

領域	評価項目	点	評価の観点	評価の視点	評価の時期	評価(責任)者	備考		
勤務	勤務の厳正(1)	5	・通勤時、勤務時の服装、出勤時刻、出勤簿押印	・適切(場)にふさわしい、清潔、ゆとり、遵守	実習終了後	主 事	・日録未提出1回で-1、遅刻1回で-1(病気、事故の場合)は考慮する)、無断欠勤は1回で-10、1/8以上欠勤は不合格		
	勤務の厳正(2)	5	・諸願(遅刻、早退、欠勤、外出)、提出物(日録、レポート、指導案)の期限	・遵守					
	勤務の態度	5	・勤務時間中の言動、指導を受ける態度	・礼節、積極性、素直さ	実習終了後	主事・担任	・学部判定会議の際、授業担当者 者の意見をきく		
	勤務の姿勢	5	・様、服装、反発への銀・銀、靴・靴擦れとのかわり	・熱意、連携、協調					
	指 導	指導の態度	5	・授業への取り組みの姿勢と態度・生徒との関わり	・積極性、真摯さ、厳しさ	担当した	担任	・学部内での評価の回数は、同じにする	
指導の技術		10	・声、話し方、姿勢、服装、靴、教材・板書の提示、板書の構成、PT	・丁寧さ(感情に配慮)、激励	授業の度に (1時間)				
授業の展開		5	・細やかな指導への配慮、目の届きと配慮	・容れ、受け止め、声かけ(感情に配慮)					
指導の態度		5	・児童・生徒への接し方と交流	・礼儀、厳しさ、真摯さ、厳しさ					
集団の指導		5	・学習の進捗、学習態度の指導	・統率性、創造性、計画性					
学 級 経 営	個々の指導	5	・個々の生活課題の指導(遅刻忘れなど)	・細かい声かけ(感情に配慮)	一日担任の 度に	担任			
	その他	5	・授業の準備、黒板消し、教材の準備、PTとしての働き	・細やかな声かけ(朝、実習前)、工夫					
	教材研究	5	・教科書の分析、教材・板書の準備・制作	・教科書の整理・工夫、整理					
	指導の立案	10	・題材設定の理由、目標の設定、指導計画、活動の設定、指導上の留意点、評価、備考	・表現の的確さ、創造性、 具体性	担当した 授業の度に			担任	・学部判定会議の際、担任の 意見をきく
	目標の達成	5	・目標達成の評価、授業の反省	・進捗、達成状況の記録					
研 究	日 録		・観察	・客観性、綿密さ	実習終了後	主 事			
	障害児の研究 (課題研究)	(20)	・反省	・原因追究と自己課題の認識					
	レポート	(20)	・研究	・課題の焦点化、分析、洞察					
(40)	学級反省会	5	・子どもの行動分析と指導法の考察	・実践との関連、深まり、わかり方	実習終了後	担任			
				・継続、課題・問題の認識					